

【虐待の防止のための措置に関する事項】

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について訪問看護師等に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前1～3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

精神科特化訪問看護ステーション Cruto ココロ光の森
精神科特化訪問看護ステーション Cruto ココロ玉名
精神科特化訪問看護ステーション Cruto ココロ菊池